

## 加古川市環境審議会の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市環境審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開及び会議の資料、会議録の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議公開の原則)

第2条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会議の全部又は一部を公開しないとすることができる。

- (1) 法令等の規定により、会議を公開することができないと認められるとき。
- (2) 加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）第5条各号に掲げる情報を取り扱うとき。
- (3) 審議会の会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるとき。

(会議開催の事前公表)

第3条 審議会は、開催日の1週間前までに、次の事項を市ホームページに公表しなければならない。ただし、緊急に審議会の会議が開催される場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 連絡先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(公開の方法等)

第4条 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、会議開催の都度定める。
- 3 会議の傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合で、新たな傍聴席の設置等により定員を増やすことが困難である場合は、抽選により決定することができる。ただし、会長が特に必要と認めるときは、他の方法によることができる。
- 4 当該会議場には傍聴席を設けるものとし、傍聴者には、傍聴証（別記様式）を交付し、審議事項がわかる資料の全部または一部を提供するものとする。

(傍聴の手続)

第5条 傍聴を希望する者は、会議開会予定時刻の15分前までに、受付番号の交付を受けなければならない。

(傍聴証の提示及び返還)

第5条の2 傍聴者は、会議場に入るときには、傍聴証を提示しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終え、退場しようとするときには、傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を持っている者
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) 拡声器、録音機、写真機、映写機、笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、事務局員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議場において撮影、録音、携帯電話その他これに類する行為をしないこと。
- (7) その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、会長が、会議を非公開とする決定をしたときには、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴者がこの要綱の規定に反するときは、これを退場させることができる。

(会議録の作成及び公表)

第9条 審議会は、会議終了後速やかに、次の事項を記載した会議録を作成し、概ね1ヶ月以内に市ホームページに掲載することとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者(委員及び事務局)
- (5) 議題
- (6) 傍聴者の数

(7) 審議内容

(8) 前各号に定めるもののほか、審議会が必要と認める事項

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

No.

# 傍 聴 証

加古川市環境審議会

年 月 日